

営繕工事設計業務委託要領書

美郷町商業活性化賑わい創出事業（地場産業活性化拠点施設整備）修正設計業務

美郷町

I 業務概要

本要領書は、委託の範囲及び提出すべき設計図書等を定めたものであり、業務の実施にあたっては、本要領書によるものとする。

1 適用

本要領書に記載された特記事項については、「○」印が付いたものを適用する。

2 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (約 2,950 m²)
- b. 用途地域及び地区の指定 (指定なし 都市計画区域外)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 (2,000 m²以上)
- b. 主要構造 (鉄筋コンクリート造または鉄骨造 (準耐火構造)
2階建て)

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------|
| 1) 構造体 | <u>I 類</u> |
| 2) 建築非構造部材 | <u>A 類</u> |
| 3) 建築設備 | <u>甲類</u> |

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 (150,000 万円以下 (税抜き))
- b. 建設工期 (令和 8 年 9 月～令和 9 年 11 月)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、基本計画書、地質調査業務報告書による。

Ⅱ 業務仕様

1 設計業務の内容及び範囲

i) 基本設計

一般業務の範囲

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

（基本設計に関する業務範囲）

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1) 設計条件の整理	(i) 条件整理	対象
	(ii) 設計条件の変更等の協議	対象
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	対象
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	対象
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		対象
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	対象
	(ii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	対象
(5) 基本設計図書の作成		対象
(6) 概算工事費の検討		対象
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		対象

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 透視図作成
〔種類（鳥瞰図、外観） 判の大きさ（A3） 枚数（各3案） 額の有無（無）〕
- 模型作成
- 概略工事工程表の作成
- 概算工事費内訳書の作成
- 施設管理者説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 修正設計は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 管理技術者の資格

管理技術者は下記のいずれかの資格を有する者の中から選定しなければならない。

- 一級建築士
- ・ 二級建築士
- ・ 建築設備士

(3) 打合せ及び記録

修正設計の打ち合わせ等の協議回数 6 回程度 (今回)

第1回 着手前 (方針及び工程等の打ち合わせ)

第2回 基本図面完成時 (配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、面積計算表)

第3～5回 中間時 (設計状況の確認及び工事コストの調整)

第6回 最終提出時

(4) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲 ()

・指定部分の履行期限 ()

(b) 成果物の提出場所 (美郷町役場 産業振興課)

(c) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
・美郷町商業活性化賑わい創出事業基本設計 ・地質調査業務報告書	令和6年度実施 令和6年度実施

貸与場所 (美郷町役場 産業振興課) 貸与時期 (着手時)

返却場所 (美郷町役場 産業振興課) 返却時期 (業務完了時)

(e) 竣工後の事後調査への協力

受託者は、島根県が実施する事後調査 (竣工後、一定期間を経過した後に実施する施設調査) の対象となった場合は、これに立会し協力しなければならない。

(f) 本業務における参考業務人・日数

業務委託料のうち直接人件費の業務人・日数 (67.4) 人・日

※この業務人・日数は参考として示すものであり、質疑の対象としない。